書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７０５号
鹿児島県鹿児島市若葉町25番１号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市城山２丁目28番10号
破産者　下村　澄男
異議申述期間　平成22年８月16日まで
平成22年６月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５４３号
大阪府吹田市南金田２丁目16番10―201号
破産者　田島智恵美
異議申述期間　平成22年８月20日まで
平成22年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１４５号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府409番地12
破産者　山口　悦郎
異議申述期間　平成22年８月31日まで
平成22年６月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２４６８号
福岡県古賀市鹿部335番地64
破産者　ジェイ・フード株式会社
異議申述期間　平成22年８月31日まで
平成22年６月24日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第４７５号
福岡市西区姪の浜６丁目９番26号
破産者　田畑　隆治
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３号
新潟市秋葉区草水町１丁目４番５号
清算株式会社　株式会社結城製油所
代表清算人　結城　健雄
１　決定年月日　平成22年６月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第４号
岐阜県下呂市萩原町西上田1393番地の１
清算株式会社　飛騨川興業株式会社
代表清算人　阪下　六代
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

平成２２年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市潮江２丁目１番12号
清算株式会社　栄運輸株式会社
代表清算人　神林　宏之
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１１号
岡山市北区今保195番地の６
清算株式会社　株式会社藤原製作所
１　決定年月日　平成22年６月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
奈良県五條市二見５丁目４番２号
再生債務者　秋本建設株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　奈良市高天町38番地の３　近鉄高天ビル３階311―２号室　祖谷謙一法律事務所　弁護士　祖谷　謙一
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものを含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年６月24日　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（再）第２号
奈良県五條市二見５丁目４番２号
再生債務者　旭登興業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　奈良市高天町38番地の３　近鉄高天ビル３階311―２号室　祖谷謙一法律事務所　弁護士　祖谷　謙一
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものを含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年６月24日　奈良地方裁判所五條支部

監督命令取消

平成２１年（再）第１３号
札幌市白石区菊水３条２丁目１番10号
再生債務者　株式会社白圭
主文　平成21年７月22日にした監督命令を取り消す。
平成22年６月25日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２２年（再）第８号
札幌市北区西茨戸２条１丁目10番７号
再生債務者　株式会社北海ビル
代表者代表取締役　大作　将史
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月20日から平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１号
岩手県大船渡市赤崎町字山口165番地７
再生債務者　株式会社尾坪商店
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月20日から平成22年９月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部